第１章　計画策定にあたって

第１節　計画策定の背景

１　計画の趣旨

高齢者に関する各種の福祉保健事業及び介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画である「高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。)」は、３年ごとに見直しを行います。

本市の６５歳以上の人口は、本計画期間中の２０２５年（令和７年）から横ばい又は逓減の推移をとると予測され、また、団塊の世代が全員７５歳となり、５人に１人が７５歳以上の後期高齢者となります。

今後は、８５歳以上の人口割合が増加し、医療・介護双方からのアプローチが必要な高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

そうした将来推計を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、高齢者に関する福祉保健施策と介護保険施策を一体的に実施していくため、第９期計画を策定します。

２　地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制です。

介護保険制度が、高齢者を社会全体で支える仕組みとして平成１２年４月に創設され、２０年以上が経過しました。介護サービス利用者は制度創設時の３倍を超えており、介護保険サービスの提供事業所数も直実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

しかしながら、今後高齢化が一層進展する中、生産年齢人口の減少による介護の担い手不足も懸念されており、高齢者の生活を支えて行くためには介護保険制度によるサービスの確保だけでは十分とはいえません。

地域包括ケアシステムは、地域共生社会（地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。)の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指すべき方向です。

第２節　計画の基本理念

要介護状態になることを予防するとともに、介護を受けている高齢者も元気な高齢者も、認知症の高齢者もそうでない高齢者も、高齢者一人ひとりが尊重され、生きがいを持って住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らせる社会を目指すとした前期計画を継承し、「～地域共生社会を目指して～幸せな１００年人生を支える健康長寿社会の実現」を計画の基本理念とします。

第３節　法令等の根拠

この計画は、老人福祉法第２０条の８第１項の規定に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法第１１７条第１項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定します。また、策定にあたっては上位計画である「越前市総合計画」、「越前市地域福祉計画」との整合及び「越前市健康づくり計画」ほか他部門の計画との調和に配慮して策定します。

１　高齢者福祉保健計画

高齢者福祉保健計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るために策定する計画で、高齢者施策の基本的方向性や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策等を定めたものです。

２　介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付等を円滑に行うことを目的とし、国の基本指針に則りながら、人口の推移、要支援・要介護者数、介護保険事業サービスの利用に関する意向等を勘案し、今後の介護給付費等サービス見込量、取り組むべき施策等を定めたもので、地域の実情に応じた介護保険事業運営の基礎となります。

３　市総合計画２０２３

本市では、０歳児から１００歳を超える高齢者までが、生涯心身ともに健康な状態でいるために、子育てや教育の充実、若い頃からの健康づくりや、高齢者のフレイル予防、市民が楽しめる居場所づくりなどにより、１００年人生の幸福実感（ウェルビーイング）の実現に向け、取り組んでいます。

本計画では、２０２３年度（令和５年度）から２０２７年度（令和９年度）までの５年間において、２０４０年の本市の将来像を実現するために、特に優先的、重点的に取り組むチャレンジプロジェクトの１つに、「１００年人生健康で長寿プロジェクト」を設定し、フレイル対策（越前市モデル）を構築し、現役世代からの健康管理と高齢期でのフレイル予防に重点的に取り組ん

でいます。

（図１）事業概要（イメージ）

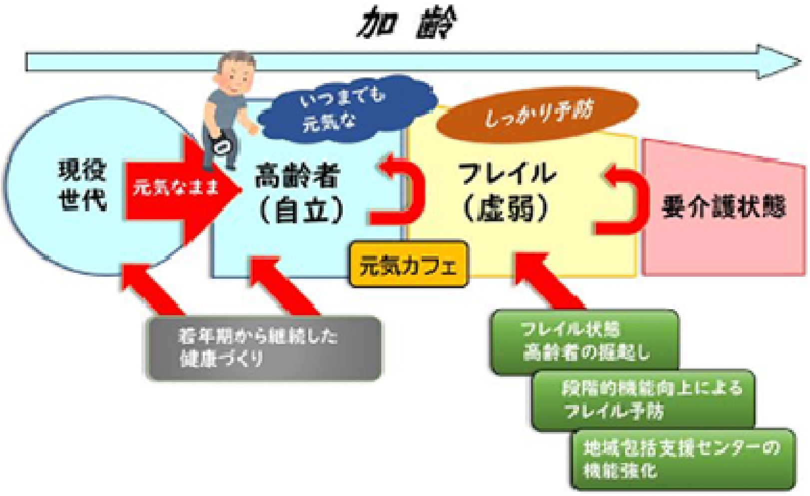

フレイル対策（越前市モデル）のイメージ

第４節　計画策定に向けた取組み及び体制

1　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査等の実施

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。)」は、地域に居住している高齢者の健康状態や日常生活の状況を調査し、どの圏域に、どのようなニーズをもった高齢者が、どの程度生活しているのかを把握し、高齢者の生活状態に合った介護（予防）サービスや各種福祉サービスを適切に提供するために実施しました。

さらに、要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労の継続に有効な介護サービスのあり方を検討するための調査として、市内在住の要介護認定を受けている方を対象に、「在宅介護実態調査」を実施しました。

また、介護サービス事業者や介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）にもアンケート調査を実施し、高齢者や介護を取り巻く状況について、様々な角度から実態把握を行いました。

2　越前市介護保険運営協議会

第９期計画の策定にあたっては、公募の市民、保健・医療・福祉関係者、学識経験者により構成された越前市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）において検討を進めてきました。

また、本計画は、高齢者の生活全般にかかわる計画であり、計画推進や地域包括支援体制整備に関係の深い市の各部局、福井県丹南健康福祉センター及び地域包括支援センター並びに地域福祉推進の役割を担う越前市社会福祉協

議会（以下「社会福祉協議会」という。）との連携が非常に重要であることから、高齢者福祉の考え、課題及び方向性を行政全体で共有するために計画策定ワーキンググループを設置し、意見交換や協議を行い、運営協議会へ提出する素案を検討しました。

３　パブリック・コメント

市民の皆様から、運営協議会において検討された本計画（案）に対し幅広くご意見をいただくため、市役所や地区公民館などの窓口、市ホームページなどにおいて計画(案)を公表し、市民の意見把握と反映に努めました。

第５節　日常生活圏域の設定について

地域包括ケアシステムの構築のために､必要なサービスを身近な地域で受けられる体制整備を進める単位を「日常生活圏域」といいます。国においては、概ね３０分以内で活動できる範囲としています。

本市では、人口のバランス、生活環境の類似性、高齢化率により、市内を６つのエリアに区分しています。

さらに､地域包括ケアシステム構築のための中核機関でもある地域包括支援センターの運営をより一層充実したものとするため､第８期計画からは､日常生活圏域毎に地域包括支援センターを６か所に設置しました。これにより､地域実情を把握し､より一層地域に根差したきめ細やかでかつ専門的な支援を推進していきます。

なお、地域の課題の内容などにより、「小学校区」の圏域や、市全体で事業に取り組んでいきます。

また、介護サービスの基盤については、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、既存施設での充実を図ることを優先し、日常生活圏域内でバランスの取れたサービス提供が確保されることを念頭に整備することとします。

〔日常生活圏域内の高齢者人口数〕（令和５年４月１日現在）

圏域	人　口（人）	高齢者人口（人）	高齢化率（％）	地区名（「小学校区」）
1	16,468	4,697	28.52	東、国高
2	12,122	3,814	31.46	西、神山、白山
3	15,490	4,484	28.95	南、坂口、王子保
4	13,987	3,505	25.06	吉野、大虫
5	11,389	3,394	29.80	北新庄、北日野、味真野
6	10,881	3,912	35.95	粟田部、岡本、南中山、服間
計	80,337	23,806	29.63	

第６節　計画の期間

第９期計画の計画期間は、令和６年度から令和８年度までの３年間です。

今後６５歳以上の人口は横ばい又は逓減の推移をとると予測されます。

また、令和１２年（２０３０年）には７５歳以上、令和２２年（２０４０年）には８５歳以上人口がピークを迎えると見込まれるため、中長期的な本市の人口動態を見据えた目標設定としました。

【計画の期間】

２０４０年を見据えた中長期的な見通し

第８期計画	**第９期計画**	第１０期計画	第１４期計画
令和 3～5 年度 (2021～2023)	**令和 6～8 年度 (2024～2026)**	令和 9～11 年度 (2027～2029)	令和 21～ 23 年度 (2039～2041)

第７節　他制度による計画等の整合調和

医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である地域包括ケアシステムの推進が重要であるため、本計画は、「高齢者福祉保健計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして作成され、「越前市総合計画」、「越前市地域福祉計画」、「越前市障がい者計画･障がい福祉計画」、「越前市健康づくり計画」、「越前市地域防災計画」、「越前市新型インフルエンザ等対策行動計画」や県が策定する「福井県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」、「福井県医療計画」との整合性を図りつつ策定しています。

第８節　計画とＳＤＧｓの位置づけ

１　ＳＤＧｓとは

ＳＤＧｓとは、「持続可能な開発目標」のことであり、２０１５年９月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」にて記載された２０３０年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための１７のゴール及び１６９のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

２　越前市におけるＳＤＧｓの取組み

本市では、「越前市総合計画２０２３」において、基本構想と基本計画を定め、「ふるさとづくりの理念」を実現するための多くの取組みが、ＳＤＧｓの理念と合致するため、市総合計画の推進を図ることが、ＳＤＧｓの推進につながるものと考えています。

<table>
<tr><th>ＳＤＧｓの目標</th><th>目指す取り組み</th></tr>
<tr><td>
</td><td>本計画は、介護を受けている高齢者も元気な高齢者も、認知症の高齢者もそうでない高齢者も、高齢者一人ひとりが尊重され、生きがいを持って住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らせる社会を目指し、「～地域共生社会を目指して～幸せな１００年人生を支える健康長寿社会の実現」を基本理念としています。
本市の現状や課題を踏まえ、計画の施策を実施する中で、貧困や差別をなくし、あらゆる災害への対策を図り、公平、公正で持続可能な共生社会の実現に向け、ＳＤＧｓの左記の目標を取り入れ推進していきます。</td></tr>
</table>

第２章
高齢者・要介護（要支援）認定者の現状

第１節　高齢者の現状

１　高齢化の進展

令和５年４月１日現在の本市の人口は８０，３３７人で、６５歳以上の高齢者人口は２３，８０７人、高齢化率は２９．６３％となっており、全国の平均値より高く、福井県の平均値より低くなっています。

一方、７５歳以上の後期高齢者人口は１２，７３２人で、高齢者の半数以上（５３．４％）となっています。すべての団塊の世代が７５歳以上となる令和７年（２０２５年）を迎え、本市では、令和２２年（２０４０年）には８５歳以上の人口がピークを迎えるものと考えられます。

また、今後の高齢化の進行状況を推計すると、第８期計画最終年の令和５年度に高齢化率２９．６３％に達し、第９期計画中間年の令和７年度に３０％を超えると予測されます。（引用：地域包括ケア「見える化」システム）

[越前市の高齢者人口の推移]　（人）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
総人口	83,366	82,982	83,122	82,754	82,363	82,395	81,799	80,337
高齢者人口	22,955	23,324	23,523	23,718	23,725	23,910	23,889	23,807
高齢化率	27.54%	28.11%	28.30%	28.66%	28.81%	29.01%	29.20%	29.63%

※資料：住民基本台帳　各年４月１日現在

〔越前市の人口推移〕Ｒ７以降は推計値

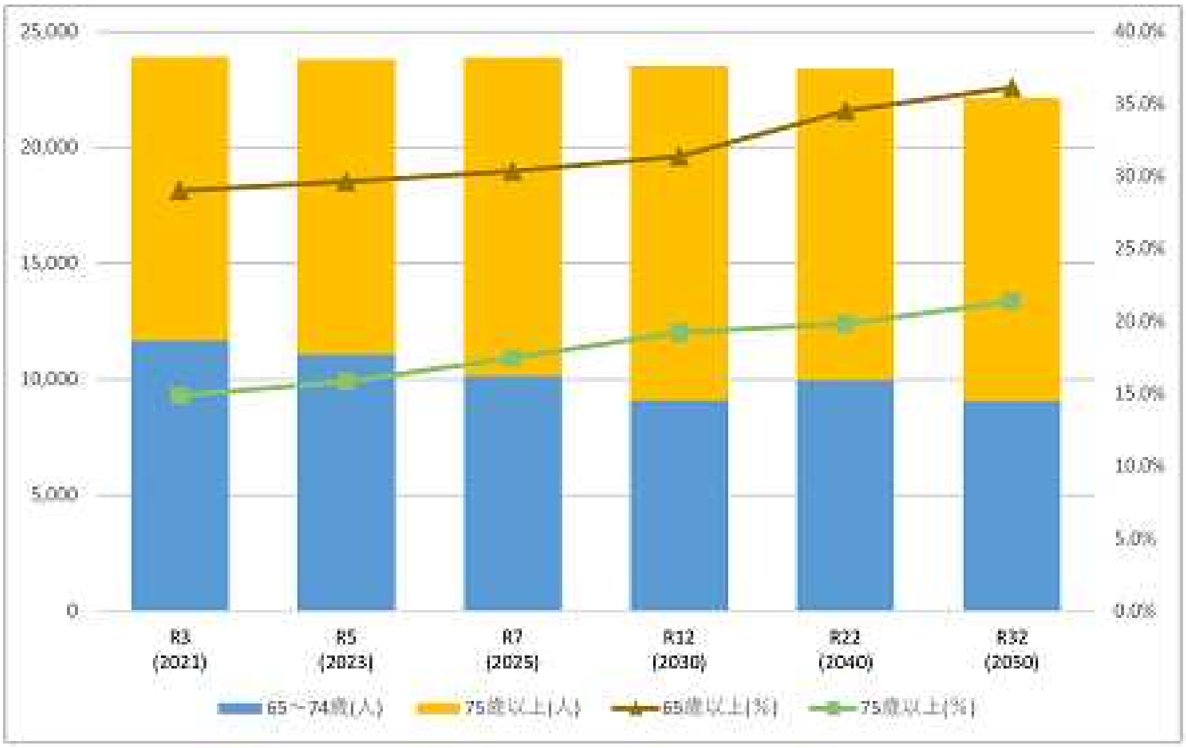

〔高齢化率の比較〕（令和４年１０月１日現在）

	総人口	高齢者人口	高齢化率
越前市	８１，３１５人	２３，９３６人	２９．４％
福井県	７４２，３２５人	２３２，７０６人	３１．３％
全国	１２４，９４７千人	３６，２３６千人	２９．０％

※資料：越前市、福井県は福井県の推計人口（高齢化率：高齢者人口/総人口―年齢不詳人口）
全国は総務省統計局人口推計

２　高齢者世帯の現状

令和５年４月１日現在、本市の全世帯のうち、６５歳以上の高齢者のみの世帯の割合は２５．６％です。また、高齢者の一人暮らし世帯割合は１３．７％となっており、年々増加傾向にあります。

第２節　要介護（要支援）認定者の現状

平成３１年と令和５年を比較した、要介護（要支援）度別の認定者（第２号被保険者を含む）の構成比をみると、要支援１～要介護２の軽度認定者は、横ばいであるものの、特に軽度となる要支援１・２の認定者については、平成２９年度からスタートした新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の充実により、１３．８％から１６．５％と大きく伸びています。

また、要介護認定率（第１号被保険者数に占める認定者数の割合）は、令和２

年３月末の１６．３％をピークに毎年減少しています。本市の要介護認定率は、福井県や全国の平均と比較しても低い状況です。

［要介護（要支援）認定者数・要介護認定率の推移］

（認定者数（人）、構成比（％）、要介護認定率（％））

		要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計	要介護認定率
平成31年3月末	認定者数	120	418	782	967	661	579	368	3,895	16.2
	構成比	3.1	10.7	20.1	24.8	17.0	14.9	9.4	100.0	
令和２年3月末	認定者数	119	424	816	948	656	558	387	3,908	16.3
	構成比	3.1	10.8	20.9	24.2	16.8	14.3	9.9	100.0	
令和３年3月末	認定者数	130	455	830	944	680	539	350	3,928	16.2
	構成比	3.3	11.6	21.1	24.1	17.3	13.7	8.9	100.0	
令和４年3月末	認定者数	140	468	757	905	692	582	355	3,899	16.1
	構成比	3.6	12.0	19.4	23.2	17.8	14.9	9.1	100.0	
令和５年3月末	認定者数	150	481	689	924	684	563	343	3,834	15.9
	構成比	3.9	12.6	18.0	24.1	17.8	14.7	8.9	100	

［認定率・調整済認定率の推移］　　毎年３月末現在（％）

	越前市			福井県平均			全国平均		
	平成28年	平成31年	令和4年	平成28年	平成31年	令和4年	平成28年	平成31年	令和4年
認定率	17.5	16.2	16.1	17.9	17.6	17.5	17.9	18.3	18.9
調整済認定率	15.6	14.8	15.2	16.2	16.2	16.6	17.9	18.3	18.9
調整済重度認定率	5.9	6.0	6.3	6.2	6.4	6.4	6.2	6.3	6.5
調整済軽度認定率	9.6	8.8	8.9	10.0	9.8	10.2	11.7	12.0	12.5
認定者のうち重度者の構成比	38.9	41.3	41.8	39.0	39.9	39.5	34.7	34.4	34.4

調整済認定率：第１号被保険者の性別・年齢構成の影響を除外した認定率

重度認定：要介護３～５　軽度認定：要支援１～要介護２

［越前市及び福井県等要介護認定率の推移］

（資料　越前市、福井県・全国は厚生労働省介護保険事業状況報告）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国(%)	17.29	17.64	17.77	17.92	17.95	17.98	18.01	18.3	18.45	18.69	18.85	19.01
越前市(%)	17.73	17.97	17.8	17.7	17.47	17.21	16.03	16.19	16.26	16.22	16.1	15.9
福井県(%)	17.21	17.64	17.66	17.87	17.9	17.92	17.39	17.64	17.55	17.58	17.47	17.41

越前市の要介護認定率は、「総合事業」の効果により、平成３０年度に大きく減少し、その後微増しましたが、近年は減少傾向にあり、国県の認定率と比較すると、１～３％低くなっています。

［介護給付費の推移］

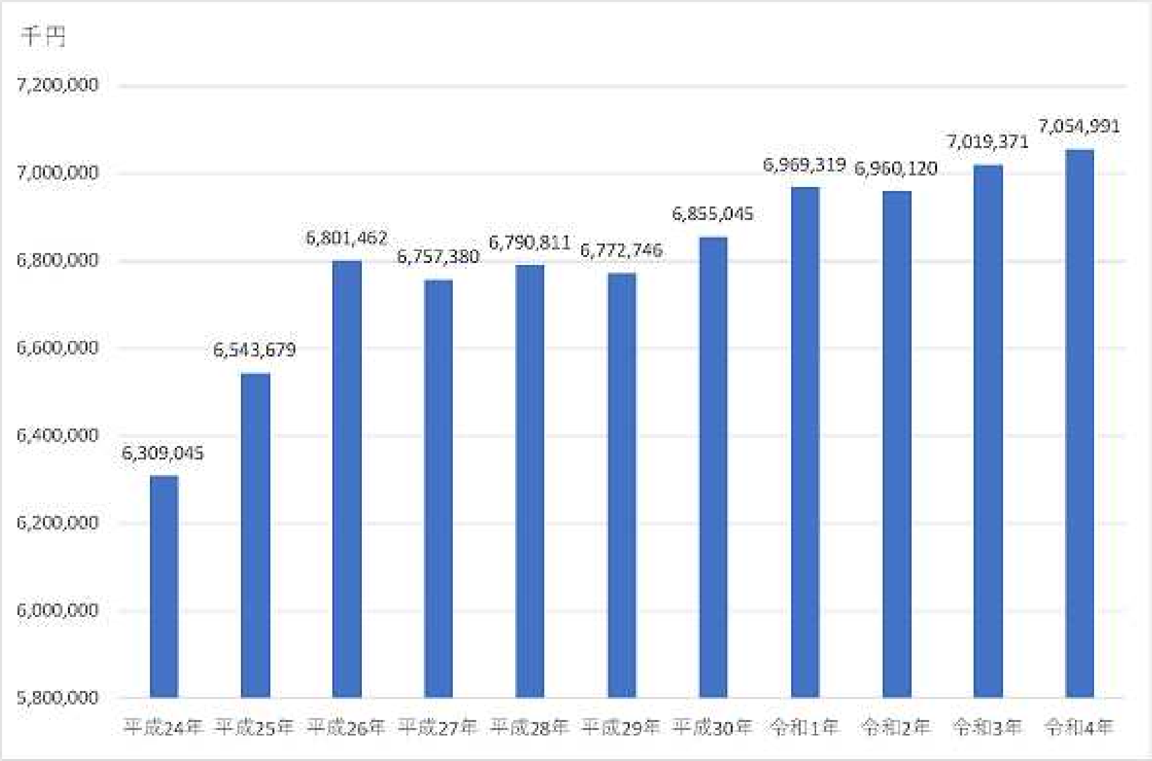

平成２６年以降、横ばい状態が続きましたが、介護報酬改定により、介護給付費も上昇しています。

第３節　第８期までの取組み

第８期計画では、団塊の世代が７５歳となる２０２５年(令和７年)、さらには団塊ジュニア世代が６５歳となる２０４０年(令和２２年)を見据え、「～地域共生社会を目指して～安心して暮らせる健康長寿社会の実現」を基本理念に掲げ、これまでの施策の実施状況や制度改正を踏まえて、「介護予防・健康づくり施策の推進」「生活支援体制の強化」「認知症施策の推進」「地域包括ケアシステムの推進」「高齢社会に対応したまちづくり」「介護サービス提供体制の強化」を基本施策として、各施策に取り組んできました。

1　介護予防・健康づくり施策の推進

自立に向けた介護予防事業の推進としては、高齢者が、自身の身体状況に関心を持ち、適切な時期に必要な医療機関への受診や介護予防事業への参加を促進するために、「高齢者生活支援サービス地域ニーズ調査」や「もの忘れ検診」、フレイル(虚弱)チェックによる動機づけに取り組んできました。

６５歳以上の全ての高齢者を対象とした一般介護予防教室では、新たに新規参加者対象に受け皿を拡充しました。

住民主体の「つどい」では、身近な場所での介護予防として、継続した開催ができるよう、つどい代表者や地域包括支援センターとの意見交換を積極的に行いました。

これらの取り組みを進めてきた成果として、令和５年３月時点の要介護認定率は、１５．９％となり、福井県や全国より低い状況です。

健康づくりの推進としては、健診も医療機関も受診していない未受診者に対する働きかけや受診勧奨を重点的に実施しました。また、ＩＣＴ機器を活用した健康づくり事業として、「糖尿病予防プログラム」を実施し、発症予防に取り組んできました。

また、高齢者の生きがいづくりの推進においては、シニア世代の社会（地域）参加を促すため、いきいきシニアクラブの活動支援を行いました。

２　生活支援体制の強化

地域共生社会に向けた支え合いの推進については、分野・制度ごとの「縦割り」をなくし、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域を共に作る「共生社会」の実現に向け、重層的支援体制の整備を行いました。

「つなぐ・つながる支援会議」では、生活困窮、居住支援など年齢区分ではない地域課題を、関係機関間で共有し、支援体制について協議しています。

自治振興会へ委託している第２層協議体については、地域の課題を共有し、解決に向けた検討を定期的に実施しています。

また、高齢者や障がい者等の多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する共生型サービスを実施する事業所は、令和５年１０月現在３箇所となっています。

生活支援サービスの推進については、地区の高齢者の日常的な困りごとを、地区の住民が主体となって助け合う住民主体型生活支援サービスが、令和５年１０月現在、7団体活動していますが、利用者数が伸びず固定化していることから、高齢者の実態把握に努め、利用促進に向けた周知方法を模索しています。

３　認知症施策の推進

認知症施策の推進については、「共生」と「予防」を両輪とした施策を進めています。

具体的には、「もの忘れ検診」の結果から受診勧奨の訪問時に「認知症初期集中支援チーム」の利用を促してきました。また、地域住民の認知症への理解を図るため、認知症カフェの開催や地域での見守り体制の強化を図っています。

家族介護の支援については、介護者の負担感を解消するため、ケアマネジャーや地域包括支援センターと連携し、聞き取りや相談対応を行っています。

あわせて、家族介護交流事業や認知症カフェの参加者の中から出された在宅介護用品(紙おむつ)についての意見を基に、在宅介護用品費支援事業の見直しを検討しました。

高齢者の権利擁護の推進については、相談件数が年々増加する中、虐待や消費者被害を防ぐための「高齢者等安心・安全ネットワーク推進会議」を開催し、情報共有、関係機関間の体制強化に努めました。

また、成年後見制度利用促進地域ネットワーク・中核機関を活用し、成年後見制度の普及啓発に取り組みました。

４　地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムの推進については、日常生活圏域毎に６箇所の地域包括支援センターを設置しました。

市は、地域包括ケアシステムの深化を目指し、地域包括支援センター間の総合支援や後方支援を行っています。

在宅医療と介護の連携強化については、最期まで自分らしくどのように生きるかを考えるセミナーを実施し、ＡＣＰ(人生会議)の普及啓発を図りました。

また、在宅コーディーネーター医を中心に、専門多職種間で顔の見える関係を築く、多職種連携会議を継続して開催しました。

５　高齢社会に対応したまちづくり

外出しやすいまちづくりについては、令和５年８月に坂口地区でデマンド交通実証実験を開始しました。これにより買い物や通院などの外出がより便利になるよう、実証実験を通して検証します。

高齢者にやさしい居住環境等の整備促進については、住宅の改造が必要な要介護者に対し、住宅改修費用の支援を行いました。

高齢者の安全・安心の確保については、新たに取り入れた、二次元コードを利用した保護情報共有の取り組みを行い、関係者との情報共有と連携、緊急事態に対応した体制づくりを強化しました。

第３章　計画の基本理念及び基本政策

第１節　基本理念及び基本政策

【基本理念】

～　地域共生社会を目指して　～

幸せな１００年人生を支える健康長寿社会の実現

【基本政策】

１　地域包括ケアシステムの推進

地域共生社会の実現に向け、高齢者一人ひとりが尊重され、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供していく地域づくりに関係機関との連携強化を図りながら、地域の実情に応じて包括的に取り組みます。

２　介護予防・健康づくり施策の推進

高齢者が心身ともに健康で暮らし続けられるよう、自立に向けた介護予防施策と健康づくり施策を一体的に実施し、効果的な施策の推進に努めます。

また、高齢になっても、自分らしく居られる居場所や活躍できる舞台があり、社会の一員として生きがいを持って暮らせるよう、地域参加や貢献、就労等へ地域と協働して推進します。

３　生活支援体制の強化

住民同士がお互いに助け合い支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、支え合いの推進、生活支援サービスの推進に努めます。

４　認知症施策の推進

認知症になってからもできる限り社会の一員として、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症への理解や家族介護者の支援、権利擁護の推進に努めます。

５　高齢社会に対応したまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、外出しやすいまちづくり、居住環境等の整備促進、高齢者の安全・安心の確保に努めます。

６　介護サービス提供体制の強化

介護保険制度の持続性を確保し、安定した介護サービスを提供するため、重度化防止の推進、介護サービス提供体制の強化、介護人材の確保・育成、災害や感染症対策に係る体制整備を図ります。

第２節　計画の体系

別紙のとおり